

第38期定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

- ・ 事業報告
業務の適正を確保するための体制及び当該体制
の運用状況の概要
- ・ 連結計算書類
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
- ・ 計算書類
株主資本等変動計算書
個別注記表

第38期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

株式会社バッファロー

上記の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.buffalo.co.jp>) に掲載し、株主の皆様
様に提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は内部統制システム整備のため、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき体制を整備しております。

[内部統制システム構築の基本方針]

- ① 当社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）による職務執行の監督機能を維持・向上するため、執行役員制度の採用による執行機能と監督機能の分離および独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行う。
 - (2) 役員および従業員は、「バッファローコンプライアンス基本方針」、「株式会社バッファローコンプライアンスコード」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努めるとともに、担当執行役員を統括責任者として置き、その所轄下でコンプライアンスに係る全社的な管理を行う。
 - (3) 当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を順守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
 - (4) 「内部通告制度」に基づき、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を図る。
 - (5) 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監査する。
 - (6) 内部監査部門は、内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査する。
 - (7) 反社会的勢力対策に係る規程等を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、その他の管理業務、リスクおよびコンプライアンスに関する情報について、法令・定款および社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクの的確な把握・評価と適切なコントロールを行うリスクマネジメント体制に加え、重大事案が発生した場合における被害拡大防止や損害・損失の極小化を可能とする危機管理体制を統合した、統合リスクマネジメント体制を確立する。
- (2) 重大な危機が発生した場合には、危機管理に係る規程等に基づき、取締役管理本部長の進言により、原則として代表取締役社長が「経営危機対策本部」を設置し、自ら指揮を執り、迅速かつ適切な対応と早期復旧に努める。
- (3) 監査等委員会および内部監査部門は、統合リスクマネジメント体制の実効性について監査する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会における議論の質の向上および迅速な意思決定を行うため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を適正な員数に保つ。
- (2) 取締役会は、経営の基本方針を策定し、方針に沿った事業戦略および諸施策の進捗状況等を定期的に検証する。
- (3) 取締役会は、取締役会が定める経営機構および業務分掌に基づき、代表取締役、業務執行取締役および執行役員に業務の執行を委任する。
- (4) 代表取締役は、執行責任者として目標達成に向けた業務執行取締役および執行役員の職務の執行を統括する。また、業務執行取締役および執行役員は、担当領域の具体的な目標を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団（以下、当社グループという。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社は子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
 - ・当社は子会社に、子会社の営業成績、財政状態その他の重要な情報について報告を求める。また、必要に応じて、当社の取締役会に子会社の取締役または従業員が出席することを求める。

- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営を期する。
 - ・当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選択や執行役員制度の導入を認めるなど、子会社の指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する体制を構築させる。
 - (4) 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は子会社に、その役員および従業員が「コンプライアンス基本方針」、「株式会社バッファローコンプライアンスコード」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。
 - ・当社は子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する体制を構築させる。
 - ・当社は子会社に、内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させる。
 - ・当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために設置した「内部通告制度」を利用する体制を構築させる。
 - (5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は、当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用する。
 - ・当社の監査等委員会および内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査する。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項
- 当社は、監査等委員会の職務を補助するため、専任の従業員を置くことができる。従業員の人数、人選等については、監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く。）が協議して決定する。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該従業員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、監査等委員会の指揮・命令に服する。人事考課は監査等委員会が行い、人事異動、処遇については、監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く。）が協議する。
- (2) 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の役員および従業員に周知徹底する。
- ⑧ 当社の監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員が監査等委員会に報告するための体制
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査等委員会に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
 - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および従業員は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合、または監査等委員会が当社グループの業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
 - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
- (2) 子会社の取締役、監査役等および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- ・子会社の役員および従業員は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ・子会社の役員および従業員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、または「内部通告制度」に基づく通報を行う。
 - ・当社内部監査部門、総務部等は、定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

- ・「内部通告制度」における企業倫理責任者は、当社グループの役員および従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員会および取締役会に対して報告する。

- ⑨ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

- ⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会の監査機能の向上のため、監査等委員である取締役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
- (2) 監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門および当社グループの監査役等と、情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。
- (3) 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の監査および監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合を開催する。
- (4) 監査等委員会は、職務の遂行にあたり必要な場合には、弁護士または公認会計士等の外部専門家との連携を図る。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

当社の取締役会が定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

・取締役会は、当事業年度17回（毎月1回以上）開催し、経営上の重要な意思決定を行いました。特に経営上のリスクの識別及び分析等を実施し、その対応策について重点的に協議を行いました。また、取締役会では、決議事項の審議及び業務執行状況の報告において、社外役員を交えた意見交換がなされており、監視・監督の機能を高めております。

・監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（内、社外取締役2名）で構成され、当事業年度19回（毎月1回以上）開催いたしました。監査等委員会と内部監査室とは定期的に会合を行い、内部監査方針、内部監査計画及び内部監査報告書、改善指示書、改善状況報告書等の内容を参考に意見交換を行う等、効率的かつ適正な監査に努めました。また、監査等委員会と会計監査人は必要の都度相互に意見交換を行い、監査報告会等において情報の共有化と問題点について認識の一致を図り、監査の効率性・有効性を高めております。なお、各監査等委員は、経営の健全性を向上させるために取締役会において主にコンプライアンスに関する質問や意見を述べたほか、必要に応じて社内の重要会議に出席して助言・提言を行い、重要な決裁書類等の閲覧・ヒアリングを行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括 利益累計額		純 資 産 計
	資 本 金	資 剩 余 本 金	利 剩 余 益 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他の有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額 合 計	
期 首 残 高	586,192	560,798	3,827,465	△117	4,974,339	330	330	4,974,669
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	16,390	16,390			32,781			32,781
剰余金の配当			△89,643		△89,643			△89,643
親会社株主に帰属 する当期純利益			321,332		321,332			321,332
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△619	△619	△619
当期変動額合計	16,390	16,390	231,689	－	264,470	△619	△619	263,851
当 期 末 残 高	602,583	577,189	4,059,154	△117	5,238,810	△289	△289	5,238,521

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- | | |
|-----------|-------------------|
| ・連結子会社の数 | 1社 |
| ・連結子会社の名称 | 株式会社パッファローフードサービス |

② 非連結子会社の状況

- | | |
|---------------|---|
| ・非連結子会社の名称 | 株式会社ファイバーワーク |
| ・連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。 |

(2) 持分法の適用に関する事項

該当会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類の作成に当たり、連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- | | |
|----------|---|
| ・時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法を採用しております。 |

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

ハ. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、事業用定期借地契約による借地上の建物については、耐用年数を定期借地期間とし、残存価格を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～34年
機械装置及び運搬具	2～15年
その他	2～14年

② 無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、事業用定期借地権については、契約年数を基準とした定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る
会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

1,518,990千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	2,229,790株	23,584株	一株	2,253,374株

(注) 当連結会計年度増加株式数23,584株は、譲渡制限付株式報酬による新株の発行による増加であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	137株	1,596株	一株	1,733株

(注) 当連結会計年度増加株式数1,596株は、譲渡制限付株式報酬の譲渡制限期間解除前退職による取得による増加であります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2019年6月19日開催の第37期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 44,593千円
- ・1株当たり配当金額 20円
- ・基準日 2019年3月31日
- ・効力発生日 2019年6月19日

ロ. 2019年10月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 45,050千円
- ・1株当たり配当金額 20円
- ・基準日 2019年9月30日
- ・効力発生日 2019年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
2020年6月19日開催の第38期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 45,032千円
- ・1株当たり配当金額 20円
- ・配当金の原資 利益剰余金
- ・基準日 2020年3月31日
- ・効力発生日 2020年6月22日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。なお、デリバティブ取引及び投機的な取引は基本的に行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主に相手先がローン及びクレジット会社であります。

差入保証金は、主に当社グループの事業所の賃借に係るものであります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後3年2ヶ月であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、経理部において取引先毎に期日及び残高を管理しております。

イ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

ウ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,899,462	1,899,462	—
(2) 売掛金	489,184	489,184	—
(3) 差入保証金 敷金及び保証金	763,529	805,791	42,262
資産合計	3,152,176	3,194,438	42,262
(1) 買掛金	275,979	275,979	—
(2) 1年内返済予定の 長期借入金	79,580	79,725	145
(3) 長期借入金	83,900	83,591	△308
負債合計	439,459	439,296	△162

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金

買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(3) 長期借入金

これらの時価は、元利金合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
F C加盟保証金	17,500

F C加盟保証金については、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 差入保証金」には含めておりません。

3. 金融債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	1,899,462	—	—	—
(2) 売掛金	489,184	—	—	—
(3) 差入保証金				
敷金及び保証金	94,257	435,647	132,417	145,421
合計	2,482,904	435,647	132,417	145,421

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年 以内 (千円)	2年超3年 以内 (千円)	3年超4年 以内 (千円)	4年超5年 以内 (千円)	5年超 (千円)
(1) 1年内返済予定の 長期借入金	79,580	—	—	—	—	—
(2) 長期借入金	—	46,260	29,520	8,120	—	—
合計	79,580	46,260	29,520	8,120	—	—

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,326円53銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 143円23銭 |

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

7. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都	店舗	機械装置及び運搬具	947千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（947千円）として特別損失に計上しました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、零としております。

8. その他の注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	586,192	560,798	560,798	35,575	3,300,000	491,890	3,827,465
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	16,390	16,390	16,390				
別途積立金の積立					100,000	△100,000	—
剰余金の配当						△89,643	△89,643
当 期 純 利 益						349,197	349,197
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	16,390	16,390	16,390	—	100,000	159,553	259,553
当 期 末 残 高	602,583	577,189	577,189	35,575	3,400,000	651,443	4,087,018

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△117	4,974,339	330	330	4,974,669
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行		32,781			32,781
別途積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△89,643			△89,643
当 期 純 利 益		349,197			349,197
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△619	△619	△619
当期変動額合計	—	292,335	△619	△619	291,716
当 期 末 残 高	△117	5,266,674	△289	△289	5,266,385

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、事業用定期借地契約による借地上的建物については、耐用年数を定期借地期間とし、残存価格を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～34年
構築物	2～20年
機械及び装置	2～15年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～14年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、事業用定期借地権については、契約年数を基準とした定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,516,787千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務
- ① 短期金銭債権 137,287千円
- ② 短期金銭債務 241,341千円
- ③ 長期金銭債権 309,517千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 仕入高 4,007,031千円
- ② その他の営業取引高 370,991千円
- ③ 営業取引以外の取引高 9,708千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	137株	1,596株	一株	1,733株

(注) 当事業年度増加株式数23,584株は、譲渡制限付株式報酬による新株の発行による増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	38,675
たな卸資産仕入割戻配賦額	44,854
たな卸資産評価損	17,309
未払事業税	9,476
未払費用	5,781
退職給付引当金	140,971
減損損失	57,214
資産除去債務	22,508
減価償却費	21,432
その他	37,559
繰延税金資産合計	395,784
繰延税金負債	
資産除去債務に対する資産	△4,068
その他	126
繰延税金負債合計	△3,941
差引：繰延税金資産の純額	391,842

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年以内	437,355千円
1 年超	2,104,173千円
合計	2,541,528千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 名 称	議決権等の所有(被所有)割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
その他の 関係会社	㈱オートバック クスセブン	(被所有) 直接 22.2%	商品の仕入先	商品の仕入 (注1)	3,789,428	買掛金 未収入金	204,109 1,032
			販売協賛金の受取り	受取協賛金等 (注2)	3,063	未収入金	3,254
			土地建物の賃借	賃借料の支払 (注3)	161,580	前払費用 長期前払 費用 差入保証金	14,811 42,111 303,317

(注) 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 商品の仕入については、他のフランチャイジーと同様の条件であります。
2. 販促企画等に基づき、期首において取引条件を決定、又は、期中における条件交渉により決定しております。
3. 賃借料の支払は、近隣の取引実勢等に基づいて賃借料金額を決定しております。

(2) 子会社等

種 類	会 社 名 称	議決権等の所有(被所有)割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子会社	㈱バッファロー フードサービス (注1)	(所有) 直接 100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	130,000	短期貸付金	130,000
				利息の受取 (注2)	760	その他 流動負債	1,040

(注) 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社取締役町田明氏が代表取締役社長を務めております。
2. 資金の貸付利率は、市場金利を勘案して決定しております。

(3) 兄弟会社等

種 類	会 社 名 称	議決権等の所有(被所有)割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	㈱オートバック スフィナンシャ ル サービス	—	設備のリース	支払リース料 (注)	4,113	リース債務 (流動)	1,667
				支払利息 (注)	163	リース債務 (固定)	1,611
			ローン・クレジット 債権の回収	債権回収高 支払手数料	5,310,926 127,304	売掛金	446,960

(注) 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) リース料については、提示された見積りを他社より入手した見積りと比較のうえ、交渉により決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,338円91銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 155円65銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

11. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都	店舗	機械及び装置	947千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（947千円）として特別損失に計上しました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、零としております。

12. その他の注記

該当事項はありません。